

お知らせ

II 1006384
令和8年度
入学通知書を
発送しました

4月から市立小・中学校に入学する子どもがいる家庭に、1月末に入学通知書を発送しました。

児童 小学校Ⅰ平成3年4月2日～令和2年4月1日生まれの子ども、中学校Ⅱ平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれの子ども。

1004154
問 学校管理課 632 (2724)
2月15日 (第3日曜日) は
家庭の日

本市では、家庭における親と子の触れ合いや絆を深めることの大切さを広く啓発するため、「ふれあいのある家庭づくり事業」に取り組んでいます。

寒い季節だからこそ、家族で体を動かし、心も体も温めましょう。

物価高対応子育て応援手当を 支給します

ID 1043881

問 子ども政策課 **☎ (632) 2387**

▼対象 平成19年4月2日から令和8年4月1日までの間に出生した児童。

▼支給額 児童1人当たり2万円。

▼申請方法

支給対象者	申請要否	申請など
①本市から令和7年9月分(※)の児童手当を受給した人	×	本市から送付される「支給のお知らせ」の支給日・振込口座などをご確認ください。
②令和7年10月1日以降に出生した児童の児童手当を本市から受給した人	○	3月に本市から送付予定の「申請書」に必要事項を記入し、送付で、子ども政策課へ。
③令和7年9月30日時点で本市に住民票のある公務員	—	児童手当の支給自治体にご確認ください。
④単身赴任などで本市以外の自治体から児童手当を受給している人	—	

※ 令和7年9月に出生した児童については10月分。

▼申請期限 ③申請書に同封する案内に記載していますのでご確認ください。

▼その他 支給対象者の状況などにより支給時期は異なりますので、市から届くお知らせをご覧ください。ただし、離婚で新たに児童手当受給者となった場合や、DVなどの事情により本市で生活している場合、対象児童を養育しているが本市からのお知らせが届かない場合は、子ども政策課へお問い合わせください。

当の第3子加算の児童数に加えることができます。対象となる世帯には、2月上旬までに、監護相当、生計費の負担についての確認書を送付しますので、4月以降の監護の状況や生計費の負担の状況につ

当の第3子加算の児童数に加える
ことができます。対象となる世帯
には、2月上旬までに、監護相当・
生計費の負担についての確認書を
送付しますので、4月以降の監護
の状況や生計費の負担の状況につ
いて記入し、提出してください。

▼提出期限 3月13日
▼その他 高校を卒業

▼その他 高校を卒業する児童がいても、4月以降、第3子加算の対象となる場合は、手続き不要です。申請方法など、詳しくは、

問 子ども政策課 **632-2387** 市HPをご覧ください。

3月の乳幼児健康診査

問子ども支援課☎(632)2388

各健康診査とも、対象の子どもにお知らせを送付します。対象の月末になってもお知らせが届かない場合は、ご連絡ください。

■ 4ヶ月児・10ヶ月児の乳児健康診査 ☎1004363

▼受診方法 生後2ヶ月、9ヶ月時に送付するお知らせをご覧の上、指定の医療機関で受診してください。

■ 2歳5ヶ月児歯科健康診査 ☎1004368

▼受付時間 午後1時～2時30分。

期日	会場	対象
5日(木)		
6日(金)		
12日(木)	市保健センター	令和5年
13日(金)	(トナリエ宇都宮9階)	10月生まれ
17日(火)		

▼受診方法 2歳3ヶ月になる月の上旬に送付するお知らせをご覧の上、当日、直接、会場へ。

■ 1歳6ヶ月児・3歳児の幼児健康診査 予約制

▼受付時間 午後1時～2時30分。☎1004364 ☎1004365

健康診査名	1歳6ヶ月児	3歳児
対象	令和6年8月生まれ	令和5年2月生まれ
会場	東市民活動センター	5日(木)
	市保健センター	11日(水)
	平石区	3日(火)
	横川区	12日(木)
	城山区	4日(水)
	姿川区	13日(金)
	雀宮区	17日(火)
	河内区	10日(火)
		18日(水)

▼受診方法 1歳6ヶ月、3歳0ヶ月になる月の上旬にお知らせを送付しますので、宮っこ子育てアプリ「母子モ」をダウンロードの上、ご予約ください。

ダウンロードは
こちらから



▼持ち物 母子健康手帳、バスタオルなど。

子どもの定期予防接種

☎1004383

問保健予防課☎(626)1114

市内に住民登録があり、右の表の対象年齢の範囲内であれば無料で予防接種を受けることができます。

- ※1 初回接種は生後2ヶ月～14週6日まで。1～3回目の接種間隔は27日以上間隔を空けて接種します（3回目はロタテック5価のみ）。
- ※2 1・2回目の接種間隔は27日以上、3回目は1回目終了後、139日以上の間隔を空けて接種します。
- ※3 接種開始年齢によって接種回数・間隔が異なります。詳しくは、保健予防課へお問い合わせください。
- ※4 1～3回目の接種間隔は20日以上、4回目は3回目終了後6ヶ月以上の間隔を空けて接種します。
- ※5 6ヶ月以上12ヶ月未満の間隔を空けて2回接種します。
- ※6 原則、麻しん風しん混合を接種し、麻しんと風しんをそれぞれ単独で接種する必要はありません。
- ※7 1・2回目の接種間隔は、1週間以上4週間未満、3回目は2回目終了後、約1年後に接種します。



▲市HP

予防接種	対象年齢 (標準的接種年齢)	2月から新たに標準的接種年齢となる子ども	接種回数
ロタウイルス (ロタリックス1価) (※1)	生後6週以上24週未満 (初回接種は生後2ヶ月から14週6日まで)		2
ロタウイルス (ロタテック5価) (※1)	生後6週以上32週未満 (初回接種は生後2ヶ月から14週6日まで)		3
B型肝炎 (※2)	生後2ヶ月以上1歳未満 (生後2ヶ月以上9ヶ月未満)	令和7年12月生まれで 満2ヶ月になった日から	3
小児用 肺炎球菌 (※3)	生後2ヶ月以上5歳未満 (生後2ヶ月以上7ヶ月未満)		1～4
五種混合 (※4)	1期 生後2ヶ月以上7歳6ヶ月未満 (生後2ヶ月以上7ヶ月未満)		4
二種混合 2期	11歳以上13歳未満 (11歳)	平成27年2月生まれで 誕生日から	1
B C G	1歳未満 (生後5ヶ月以上8ヶ月未満)	令和7年9月生まれで 満5ヶ月になった日から	1
水痘 (※5)	生後12ヶ月以上36ヶ月未満 (生後12ヶ月以上15ヶ月未満)	令和7年2月生まれで 誕生日から	2
麻しん 風しん混合 または 麻しんと 風しん (※6)	1期 生後12ヶ月以上24ヶ月未満 2期 小学校に入学する前の年度の4月1日～3月31日 (年長児)。平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ	誕生日から	1
日本脳炎 (※7)	1期 生後6ヶ月以上7歳6ヶ月未満 (3歳)	令和5年2月生まれで 誕生日から	3
	2期 9歳以上13歳未満 (9歳)	平成29年2月生まれで 誕生日から	1
	特例 平成19年4月1日までに生まれた子で、全4回の接種が未完了の場合は、20歳未満の間		残り回数
子宮頸がん (※3)	経過措置 小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子 (中学1年生相当)。令和7年度においては、平成21年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた人	令和5年2月生まれで 誕生日から	2～3
	平成9年4月2日から平成21年4月1日までに 生まれた女子で、令和4年4月1日から令和7年 3月31日の間に子宮頸がん予防接種を1回以上接種している人は、令和8年3月31日までの間		残り回数